

「尾張旭市出産特別給付金」のご案内

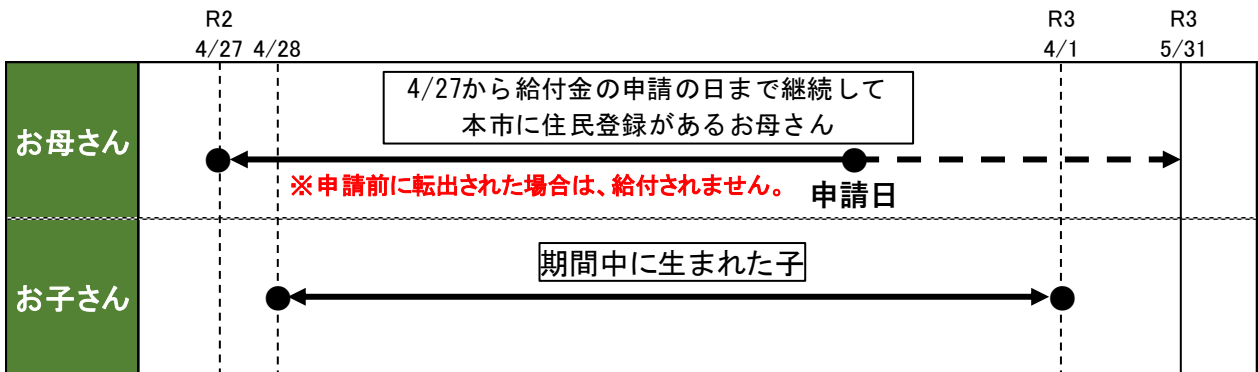
尾張旭市では、新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めながら妊娠期を過ごされた母親及び未来を担う子どもたちを支援するため、本市独自の特別の給付措置として、国の特別定額給付金の対象とならない乳児の母親に出産特別給付金を支給します。

給付金の概要

●申請者

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、尾張旭市に住民登録をされたお子さんの母さん

※ ただし、給付対象となるお子さんのお母さんが、令和2年4月27日から給付申請日まで継続して尾張旭市に住民登録されている場合に限りです。



●給付額 給付対象のお子さん1人につき10万円

●申請期限 令和3年5月31日（郵送必着）

給付金の支給手続き(基本的な流れ)

- 1 出生届を提出された方に、後日申請書類一式を郵送します。
- 2 申請書に必要事項を記入し、添付書類※とともに返送用封筒で返送してください。
※ 申請に必要な添付書類
【申請者共通】申請者の身分確認ができるもののコピー（例：運転免許証等）
【新たに振込先口座を指定される方のみ】振込先の口座番号がわかるもののコピー
- 3 申請書で指定された口座に振り込みます。なお、支給が決まり次第、決定通知をお送りします。

こんなときはどうなるの？

Q1. 出生届を既に提出していますが、どうしたらいいですか？

A1. 出生届を提出された方へ随時申請書類一式を郵送します。送付時期の目安として、出生届の提出から1か月後頃にお手元に届くよう郵送いたします。

Q2. 申請者は、給付対象の子どものお母さんであれば誰でもよいのですか？

A2. 「新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めながら妊娠期を過ごされた母親及び未来を担う子どもたちを支援する」ことを給付金の目的としているため、申請者は原則子どもの母親です。なお、母親が申請者となるのが困難な場合については、個別にご相談ください。



* 給付金に関する問い合わせ先 *

尾張旭市子ども子育て部子ども未来課（TEL：0561-76-8148）

受付時間 8:30~17:15（土・日・祝日を除く）